内閣衆質二一二第一一六号

令和五年十二月十九日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄

衆 議院議長 額 賀 福 志 郎 殿

衆議院議員阿部知子君提出社会福祉の基幹事業というべき障害者相談支援事業の見直しに関する質問に対

別紙答弁書を送付する。

衆議院議員阿部知子君提出社会福祉の基幹事業というべき障害者相談支援事業の見直しに関する質問

に対する答弁書

一について

め ろ、 保 行うものとされ、 十七条第一 科会」等の資料にお けるかどうかは、 のための お これらの要素等を総合的に勘案の上、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 尋ねについて、 項第三号に掲げる事業 公的な規制が必要な事業であること等の要素を総合的に勘案して判断する旨示されているとこ 平成十年十一月十七日に開催された「第十五回中央社会福祉審議会社会福祉構造改革: 市 社会福祉法 いて、 町 対に 公的な助成を通じた普及や育成が必要な事業であることや、 お 1 て、 (昭和二十六年法律第四十五号) 。 以 下 地域 「相談支援事業」という。) の実情に応じ、 必ずしも社会福祉事業の性格になじまないものとし、 適切な形で整備が進められるべき事業で 第二条に規定する社会福祉事業に位置付 (平成十七年法律第百二十三号) 第七 については、 同項に基づき市 サービスの 社会福祉 あるた 質 町 村が \mathcal{O} 確 分

一について

事業として位置付けてい

ないものと認識している。

対し、 業 た、 相談支援事業については、 う場合にお 事業の一 年法律第百二十三号) 介護支援センター 十三号) お \mathcal{O} 和六十三年法律第百八号) 御質問 認識についての 1 このことも踏まえ、 という。 て創設され、 包括的支援事業の実施を委託することができることとされたところ、 第二十条の七 環として包括的支援事業を行う場合は、 の趣旨が必ずしも明らかではないが、 1 、ても、)を実施する施設を指すものと理解し、 \mathcal{O} 御質問であるとすれば、 同法第百十五条の四十七の規定により、 社会福 設置者が委託を受けて従来から社会福祉事業である老人介護支援センターを経営する 第百十五条の四十六第一項に規定する包括的支援事業 の二に規定する老人介護支援センターの設置者その他の 当該老人介護支援センターの設置者以外の者が委託を受けて包括的支援事 における課税の取扱いと、 同様の状況にあったものではなく、 祉 事業が行 わ れるも 包括的支援事業については、 御指摘 のに類するものとして非課税とされたものであ 社会福 また、 包括的支援事業に係る当該取扱 \mathcal{O} 「地域包括支援センター」は介護保険法 祉事業が 市町村は老人福 お尋ねが、 課税の取扱いが異なっているものと認識 行われるものとして非課税 平成十七年の介護保険法 相談支援事業に係る消費税法 祉 消費税については、 法 厚生労働省令で定める者に (以下単に 韶 和三十八年法律第百三 7 とが異なることへ 「包括 とな 当該老人 的 の改正に Ů, (平成九 支援 業を行 他 (昭 ま

ている。

三について

相談支援事業については、一についてで述べた考え方により、社会福祉事業として位置付けていないも

のであり、 御指摘の「実態調査」を実施することや、相談支援事業を「社会福祉事業に位置づける等」の

「制度に見直す」ことは考えていない。

四について

三についてで述べたとおり、 御指摘の 「実態調査」を実施することは考えておらず、 お尋ねについてお

答えすることは困難である。

なお、 相談支援事業に係る消費税法における課税の取扱いについては、これまで十分に周知されていな

カゝ ったことから、 市町村において、 当該取扱いについて誤解が生じていたものと認識している。 このた

め、 「障害者相談支援事業等に係る社会福祉法上の取扱い等について」(令和五年十月四日付けこども家

庭庁支援局障害児支援課並びに厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課及び精神・ 障害保健課

連名事務連絡) において、 「障害者総合支援法第七十七条第一項第三号を根拠として市町村が行う障害者

相談支援事業については、 ・・・社会福祉事業には該当」せず、かつ、 「消費税関係法令上、 他に非課税

とする旨の規定もないことから、 消費税の課税対象であること。 また、 自治体が当該事業を民間事業者に

委託する場合の委託料については、 委託料に消費税相当額を加えた金額を受託者に支払う必要があるこ

と」を明確化し、周知したところである。

今後、 全国会議等の機会を通じて、 当該事務連絡を踏まえた適切な取扱いについて、 都道府県及び市町

村に対し周知徹底してまいりたい。